平成30年度商店街起業・承継支援事業　申請資格確認リスト

◎提出前に下記の要件などを確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確　認　事　項 | ご回答 | |
| 「申請業種確認表」の助成対象業種を営む、中小企業基本法に規定する中小企業者又は創業予定の個人である。 | はい | いいえ |
| 大企業（中小企業者以外の者）が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していない（予定を含む。）。 | はい | いいえ |
| 大企業（中小企業者以外の者）が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していない（予定を含む）。 | はい | いいえ |
| 役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していない（予定を含む）。 | はい | いいえ |
| 大企業が実質的な経営等に参画していない。また、大企業のフランチャイズ加盟業者ではなく、申請に係る店舗の事業はこれらに関連するものではない（予定を含む）。 | はい | いいえ |
| 法人の場合は、平成30年３月31日以前から都内に登記がある。  個人事業主の場合は、平成30年３月31日以前から都内で事業を営んでいる。  又は、創業予定の個人である。 | はい | いいえ |
| 助成対象期間内に事業所整備及び研修受講等に係る経費の契約（申込）・納品又は受講・支払（経費支払の決済を含む）が完了し、店舗において営業を開始することが可能である。 | はい | いいえ |
| 開業等と同時に商店街に加入する。 | はい | いいえ |
| 開業の場合は、開業後助成対象期間内に開業届の提出又は設立登記を行う（各自治体が実施するチャレンジショップに出店したことがある方及び実店舗を持たない方で、すでに開業届を提出している方を除く。）。  法人の事業承継の場合は、開業後、助成対象期間内に代表者の変更登記を行う。  個人事業の事業承継の場合は、開業後、助成対象期間内に後継者が開業届を提出する。 | はい | いいえ |
| 開業の場合は、開業後の事業主（法人の場合は代表者）の申請である。  事業承継の場合は、既存事業主（法人の場合は代表者）の後継者の申請である。 | はい | いいえ |
| 開業者又は後継者は開業又は承継後、申請に係る店舗において専ら助成対象事業に従事する事業主（法人の場合は代表者）である。 | はい | いいえ |
| 現に事業を営んでいる中小企業者の場合は、既存事業と異なる分野に進出する。 | はい  該当なし | いいえ |
| 申請事業について、国・都道府県・区市町村等から助成を受けていない、また、受ける予定がない。 | はい | いいえ |
| 諸税を滞納していない。 | はい | いいえ |
| 東京都及び公社に対する賃料･使用料等の債務の支払いが滞っていない。 | はい | いいえ |
| 「平成30年度商店街起業・承継支援事業募集要項」に記載の内容を確認した。 | はい | いいえ |

平成　年　　　月　　　日

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印